

2022年4月14日

各 位

会社名 株式会社 さいか屋
代表者 取締役社長兼社長執行役員 山野井 輝夫
(コード番号 8254 東証スタンダード市場)
問合せ先 総務部 長 岡村 亨
(TEL 046-845-6820)

事業目的の追加、監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更 及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり、目的事項の追加、監査等委員会設置会社への移行、決算期の変更及び定款一部変更について2022年5月24日開催予定の第90期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 事業目的の追加

(1) 追加の理由

当社の今後の幅広い事業展開に備え、機動的に対応することを可能とするため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加を行うものであります。

(2) 追加の内容

別紙のとおりです。

2. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の拡大を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 変更の内容

2022年5月24日開催予定の第90期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. 決算期（事業年度の末日）の変更

(1) 変更の理由

当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスと決算期を統一することにより、当社における決算等の業務効率化を図ることを目的としています。

(2) 変更の内容

現 在	毎年2月末日
変 更 後	毎年8月末日

なお、決算期変更の経過期間となる第91期は、2022年3月1日から2022年8月末日までの6か月となる予定です。また、連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 目的事項の追加に伴い、現行定款第 2 条（目的）にカラオケボックス、ホテル、サウナ、公衆浴場、ゲームセンターの経営を追記するものであります。
- ② 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役会及び監査役に関する規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行い、経過的措置として附則を新設するものであります。
- ③ 決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第 13 条（招集の時期）及び第 50 条（事業年度）並びに第 51 条（期末配当金）につき、所要の変更を行い、経過的措置として附則を新設するものであります。
- ④ 中間配当を可能とするため、変更後定款第 46 条を新設するものであります。
- ⑤ その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	2022 年 5 月 24 日（火）
定款変更の効力発生日（予定）	2022 年 5 月 24 日（火）

以上

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線箇所は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～3. (条文省略)</p> <p>4. <u>旅行業に関する業務、各種興業、広告および広告代理業、遊技場、スポーツ施設、文化教室、駐車場の経営</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>5. 診療所の経営、写真業、理容および美容業、一般旅客および一般貨物自動車運送業、倉庫業、古物売買業、酒類販売ならびに飲食店営業</u></p> <p><u>6. 計量器、医薬品、医療器具、毒物、劇物、専売品の販売業</u></p> <p><u>7. 生命保険募集業、損害保険代理業</u></p> <p><u>8. 情報提供・処理サービス業および計算事務代行業</u></p> <p><u>9. 百貨店における商品の割賦販売業および割賦販売斡旋業、信用調査業、警備業</u></p> <p><u>10. 集金の代行並びにクレジットカードの取扱いに関する業務</u></p> <p><u>11. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>12. 保育園および託児所の運営</u></p> <p><u>13. 物品小売業</u></p> <p><u>14. 化粧品、食料品、菓子類、飲料品の製造、販売</u></p> <p><u>15. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p><u>16. 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p><u>17. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u></p> <p><u>18. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>19. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u></p> <p><u>20. 介護保険法に基づく第1号通所事業</u></p> <p><u>21. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び特定福祉用具の販売並びに指定居宅サービス事業及び居宅介護支援事業</u></p> <p><u>22. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具の販売並びに指定介護予防サービス事業</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>旅行業に関する業務、各種興業、広告および広告代理業</u></p> <p><u>5. カラオケボックス、ホテル、サウナ、公衆浴場、ゲームセンター、遊技場、スポーツ施設、文化教室、駐車場の経営</u></p> <p><u>6. 診療所の経営、写真業、理容および美容業、一般旅客および一般貨物自動車運送業、倉庫業、古物売買業、酒類販売ならびに飲食店営業</u></p> <p><u>7. 計量器、医薬品、医療器具、毒物、劇物、専売品の販売業</u></p> <p><u>8. 生命保険募集業、損害保険代理業</u></p> <p><u>9. 情報提供・処理サービス業および計算事務代行業</u></p> <p><u>10. 百貨店における商品の割賦販売業および割賦販売斡旋業、信用調査業、警備業</u></p> <p><u>11. 集金の代行並びにクレジットカードの取扱いに関する業務</u></p> <p><u>12. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>13. 保育園および託児所の運営</u></p> <p><u>14. 物品小売業</u></p> <p><u>15. 化粧品、食料品、菓子類、飲料品の製造、販売</u></p> <p><u>16. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p><u>17. 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p><u>18. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u></p> <p><u>19. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>20. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u></p> <p><u>21. 介護保険法に基づく第1号通所事業</u></p> <p><u>22. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び特定福祉用具の販売並びに指定居宅サービス事業及び居宅介護支援事業</u></p> <p><u>23. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具の販売並びに指定介護予防サービス事業</u></p>

現行定款	変更案
<p>23. 家事サービス業 24. 以上各号に関連、附帯する一切の事業</p> <p>第3条～第4条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優 先 株 式</p> <p>第12条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>（招集の時期）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年5月これを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第21条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役会の設置）</p> <p>第22条 当社は取締役会を置く。</p> <p>（定 員）</p> <p>第23条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（選 任）</p> <p>第24条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>（任 期）</p> <p>第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>24. 家事サービス業 25. 以上各号に関連、附帯する一切の事業</p> <p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条（現行通り）</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優 先 株 式</p> <p>第12条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>（招集の時期）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年11月これを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第21条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役会の設置）</p> <p>第22条 当社は取締役会を置く。</p> <p>（定 員）</p> <p>第23条 当社の取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）は10名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役は3名以内とし、株主総会において選任する。</u></p> <p>（選 任）</p> <p>第24条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>（任 期）</p> <p>第25条 取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p><u>第26条 取締役会は、法令または定款の定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。前項の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。前項の招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議および議事録)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。取締役会の議事は、その要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印して、これを会社に保存する。</p>	<p><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議および議事録)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。取締役会の議事は、その要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印して、これを会社に保存する。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第30条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第30条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第33条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置) 第35条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(定員) 第36条 <u>当社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任) 第37条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第38条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第39条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会) 第40条 <u>監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集) 第41条 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議および議事録) 第42条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。監査役会の議事は、その要領およびその結果ならび</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>にその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印して、これを会社に保存する。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 43 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 44 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規程により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役との間の責任限定契約)</u> 第 45 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監 査 等 委 員 会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> 第 35 条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 36 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 37 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議および議事録)</u> 第 38 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。監査等委員会の議事は、その要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員が記名押印して、これを会社に保存する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第46条～第48条(条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第50条 当社の事業年度は、毎年<u>3</u>月1日から翌年<u>2</u>月末日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第51条 当社は株主総会の決議によって、毎年<u>2</u>月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。</p> <p>2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払を免れる。</p> <p>3 未払いの利益配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第39条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条(現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>9</u>月1日から翌年<u>8</u>月末日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は株主総会の決議によって、毎年<u>8</u>月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。</p> <p>2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払を免れる。</p> <p>3 未払いの利益配当金には利息をつけない。</p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第46条</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>会社法第427条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(事業年度変更に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 変更後定款第44条の規定に関わらず、当会社の第91期の事業年度は、2022年3月1日から2022年8月末日までの6か月間とする。</u></p> <p><u>2 本条は、第91期の事業年度の経過をもって削除する。</u></p>

以上